



桜川市行財政改革大綱

平成 1 8 年 7 月
桜 川 市

目 次

第 1 行財政改革の基本的な考え

1	新たな行財政改革の必要性	1
2	行財政改革の方向性	1
3	行財政改革の目標	2
4	行財政改革の推進期間及び推進体制	2

第 2 基本目標

1	事務事業の効率的な推進体制の確立	3
2	計画性のある財政運営と収入の確保	3
3	市民と行政の協働による魅力的なまちづくり	4
4	組織機構の見直しと人材の育成	4
5	市民への説明と開かれた市政の推進	5

第 3 計画期間

1	行財政改革の推進とその進行管理	6
---	-----------------	---

※ 参 考

	桜川市行財政改革推進体制	7
--	--------------	---

第1 行財政改革の基本的な考え

1 新たな行財政改革の必要性

平成12年4月1日より地方分権一括法が施行され、新しい地方の時代が到来しました。これら、地方自治制度が改革される中において、国と地方公共団体との関係は大きな変革の時期を迎えています。

また、情報化の進展、少子高齢化社会の急速な進展、住民の価値観の多様化、環境に対する関心の高まり、男女共同参画の進展等、社会情勢は大きく変化してきております。

このような状況の中で、地方自治体は住民の要求・要望に的確に答えていく責務があり、常に行財政改革に取り組み、事務事業の見直しと効率化を図り、公共施設や人材などの行政資源を有効に活用し、より多くのサービスを提供することが求められています。

さらに、地方自治体は、自己決定と自己責任の原則を踏まえた、地方分権化時代の行財政運営と施策の展開が求められる中、市民活動の活発化を図り、住みやすく魅力あるまちづくりを市民と共に進めていかなければなりません。そのためには、市民の視点に立った行財政運営に努め、その成果についての説明責任を果たしていくことが重要であります。

以上のことを踏まえ、簡素で効率的な行財政運営はもとより、中長期的な財政見通しと、民間経営の観点に立った改革を実行していかなければなりません。

桜川市は、変革の時代にふさわしい行財政システムを確立する指針として、この行財政改革大綱を策定するものであります。

2 行財政改革の方向性

桜川市は、将来に向け行財政基盤を強固なものとするため、平成17年10月1日に岩瀬町・真壁町・大和村の2町1村が合併し、新たにスタートいたしました。

これからの行財政運営は、これまで以上にコスト意識を強く持ち、行財政資源の有効な活用を目指すことが重要であります。それには、行財政の全体像を常に把握し、事務事業の見直しを行うと共に、単に削減だけを目指すのではなく、創意工夫を加えながら、市民が求めるより質の高い行政サービスを提供できるよう努めていかなければ

ばなりません。

また、今後も予想される厳しい行財政環境を乗り越え、地方分権化時代にふさわしい自立した行政体として、効率的・効果的な市政運営を推進していく責務があります。その手法としては、市民の公共・公益活動への参加の意識を高め、地域、団体、企業等を含めた多くの市民との連携・協働により、住みよいまちを創りあげていく場づくりに努めます。そして、市民と目標を共有しながら、お互いが責任と役割を分担し、協力し合いながら『住みよい桜川市を築いていく』という、市民を主体とした市民と行政の新しい関係づくりを目指します。

さらに、市民の要望や要請に的確に応えられるよう、研修等を通して職員の意識改革を進めてまいります。

3 行財政改革の目標

新たに策定する行財政改革の基本的な目標として、次の 5 項目を設定し改革に取り組むものとしたします。

- ① 事務事業の効率的な推進体制の確立
- ② 計画性のある財政運営と収入の確保
- ③ 市民と行政の協働による魅力的なまちづくり
- ④ 組織機構の見直しと人材の育成
- ⑤ 市民への説明と開かれた市政の推進

4 行財政改革の推進期間及び推進体制

この大綱に基づく改革は平成 18 年度から実施し、必要に応じて見直しを行いながら、平成 22 年度を目標に推進していくものとしたします。

また、大綱を基本とした『行財政改革実施計画』を策定し、行政事務全般にわたり、市長を本部長とした「桜川市行財政改革推進本部」が中心となり、全庁体制の下にこの改革を着実に推進いたします。

一方、各関係機関及び公募による市民の方々の参加と協力を得ながら改革を推進するため、「桜川市行財政改革推進委員会」を設置し、各方面からの意見を拝聴しながら改革を推進いたします。

なお、公聴機能等を活用し、市民の意見や行政評価について、大綱及び実施計画に反映するよう努めてまいります。

第２ 基本目標

１ 事務事業の効率的な推進体制の確立

- ① 経営の視点に立った、より良い行政を効果的に市民に提供するため、経営資源を最大限に活用しながら、コスト意識、迅速性、説明責任に根ざした「行政を経営」することを基本として、市民の感覚、成果重視の観点に基づいた効率的な行政経営システムを確立してまいります。
- ② 効率化を目指した事務事業の見直しを行い、中長期的な展望に立った行財政運営に努めると共に、地方分権化時代にふさわしい組織を構築してまいります。
- ③ 公の施設の管理運営については、多様化する市民の要望に、より効果的に対応出来るよう、民間企業やその他団体等の技術や情報を幅広く活用すると共に、経費を削減し、市民サービスを向上させるために、指定管理者制度の導入を推進します。
- ④ 定員管理の適正化、人事制度の見直し、職員の資質向上、給与の適正化、意識改革等を図ります。

２ 計画性のある財政運営と収入の確保

- ① 事業の予算化にあたっては、限られた自主財源を効果的に活用するため、各種補助制度等を取り入れながら、緊急性・必要性を考慮して、中長期的な視点で重点的・効果的な予算編成を行い、計画的な財政運営に努めます。
- ② 予算執行にあたっては、常に執行率と費用対効果を意識し、経費全般にわたり徹底的な見直しを行い、先例や慣例にとらわれずその節減・合理化を図ります。
- ③ 各種団体に対する補助金等については、行政として対応すべき必要性、費用対効果、経費負担のあり方等について検証し、既得権益にとらわれず、整理合理化に努めます。
- ④ 税収等の確保にあたっては、課税客体の適正な把握に努めるほか、市税等の滞納が納税者間の不公平感を生じさせないように、負担の公正性の観点から滞納整理等を着実に実施いたします。また、その他の使用料等についても、受益者負担の適正化や徴収率の向上等に努めるなど、自主財源の確保に努めます。

3 市民と行政の協働による魅力的なまちづくり

- ① 地方分権社会においては、市民と共に自らの創意工夫と責任の下で、まちづくりを行っていくことが求められており、市民と行政が協働し、それぞれの責任を果たしながら、魅力あるまちづくりを進めてまいります。
- ② 民間企業等の技術や情報を活用し、行政サービスの向上を図ることを目的として、業務の民間委託を進めます。また、環境、防犯、地域福祉、文化活動、コミュニティ活動等に関する事業については、市民が主体となって事業を展開してまいります。
- ③ 市民からの要望が一層多様化する中、要望に的確に応えられる事業を行うためには、行政と共に市民も地域の課題に取り組み、「協働」を進めて行くことが重要であります。そのためには、市政に関する情報について、広報紙やホームページ等による情報公開の充実を図るなど、より多く市民に情報を提供してまいります。
- ④ 情報の共有に加えて、市民からの意見・要望等の把握が重要であります。市民と行政との協働による行財政運営を推進するには、地域活動や市が主体となり開催する諸行事の際に、市民の意見や要望等の把握に努め、行政に反映させていきます。

4 組織機構の見直しと人材の育成

- ① 桜川市は、行政事務の適性かつ効率的な運営を図るため、権限が委譲される業務に対応できる組織、市民の要望に迅速に応えられる組織機構を考え部制を施行しました。
今後は、地方分権が進み行政事務量が増加していく中で、市民の要望に迅速に対応出来る組織機構を常に意識し検討してまいります。
また、必要な組織機構の再編・整備を随時進めていくほか、公共施設の活用方法や管理方法についても、各施設の機能を考慮し職員の配置も含めて検討してまいります。
- ② 行財政改革の実施にあたっては、職員一人ひとりが常に組織内や自己の仕事に問題意識を持ち、改善や合理化に積極的に取り組み、常に市民の期待と要望に応えられる施策の提言が出来るような、職場環境を醸成してまいります。
- ③ 地方分権が進展し、これまで以上に自己決定・自己責任に基づく行財政運営が求められており、職員は施策を立案・遂行する能力を高め

なければなりません。それには、長期的な視点で職員の能力開発を推進すると共に、幅広い職業意識を養うため、国・県・他市町村及び民間企業との人事交流や研修制度の創設に努めます。

- ④ 社会変化に伴う行政需要に対応できるスペシャリストを採用するなど、多様な人材の活用と職員の意識改革、資質向上に努めます。また、組織活性化のため、職員配置に際し、公募制などを積極的に推進いたします。

5 市民への説明と開かれた市政の推進

- ① 市制施行と地方分権の進展等に伴い、市民に直結する地方行政の役割が重要性を増す中、市民の視点に立った行財政運営を、さらに推進していく必要があります。それには、市民の合意形成や理解、協力が不可欠であり、各種事業計画の策定にあたっては、市民の意思がより反映されるような市民参加型の運営体制づくりを推進いたします。
- ② 女性の果たす社会的役割が増している現在、男女共同参画社会形成に向けた女性の委員等の市政への参画推進に努め、女性の意見が十分反映されるような体制づくりを推進いたします。
- ③ 情報公開条例に基づき、市政に関する情報は行政と市民の共有であるとの認識に立ち、情報通信網を最大限に活用しながら、行政の透明性の確保を推進し、市民から市政がより身近に感じられるよう情報提供に努めます。
- ④ 市民の社会参画意識の高まりに伴い、自主的な社会活動団体等が新たに発足することを考え、それらの団体への支援及び連携のあり方を検討してまいります。また、各種ボランティア等との協働による効率的な行政運営の確立を目指してまいります。

第 3 計画期間

1 行財政改革の推進とその進行管理

この行財政改革大綱は、本市の行財政改革の基本的な方向性を明らかにしたものであります。今後は、市議会をはじめ広く市民の理解と協力の下に、この大綱に基づき、行財政改革の着実な推進に取り組んでまいります。

①推進期間

この行財政改革大綱は、平成 18 年度から概ね 5 年間で取り組むことといたします。

②大綱の進捗状況及び変更の公表

行財政改革の進捗状況及び方針の変更については、広報紙やホームページ等において公表いたします。

③行財政改革実施計画の策定・進行管理

この大綱に基づき、推進の具体的手法及び目標を定める「行財政改革実施計画（集中改革プラン）」を策定し、毎年、改革目標の進行管理を行い、進捗状況を広報紙やホームページにおいて公表いたします。

なお、実施計画の期間は大綱と同じく平成 18 年度から概ね 5 年間といたします。

桜川市行財政改革推進体制

平成 21 年 4 月 1 日 一部改訂

